

岐阜県公報

第 三 百 五 号
令 和 四 年 六 月 十 日
(金曜日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(森林保全課)二六^ベ二

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(選挙管理委員会)二六一

告 示

岐阜県告示第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
多治見市笠原町字山畔三三三六の一、三三三六の二七、三三三六の四一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和四年六月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人慈恵会 ケアハウス下呂温泉	下呂市小川1000 2

令和四年六月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社